

## 案内

道路に張り出している  
樹木などの管理をお願いします

道路を管理していく上で、町民の皆さまの協力が大きな支えになっています。生け垣や木の枝が道路に張り出すと、通行しづらいだけでなく、道路標識が見えにくくなるなど、交通事故の原因になることがあります。また、台風、大雨時には倒木や樹木の散乱などにより、道路利用者に危険を及ぼすこともあります。

こうした事故やトラブルを未然に防止し、皆さまが安心して生活するために、道路上に張り出した樹木などは所有者の責任として、せんでいや伐採など、適正な管理をお願いします。

## 問吉備庁舎建設課

森林の立木伐採にかかる  
許可申請・届け出制度など

地域森林計画区域内で森林の立木を伐採・開発する場合、森林法に基づき伐採の許可申請や届け出が必要です。また、平成29年4月以降、伐採の届け出を行った人は、事後に市町村への報告が必要となりました。畑の裏の雑木林を伐採する場合や、森林を伐採して太陽光パネルを設置

する場合なども該当します。無届け・無許可による伐採をした場合、罰金が課される場合があります。

●伐採および伐採後の造林の届け出  
・届出者／森林所有者または伐採の権限を有する者

※伐採、造林を行う者が異なる場合は連名で提出

・届け出時期／伐採開始の90日前  
30日前

・届け出先／伐採箇所のある市町村役場

●伐採および伐採後の造林に係る森林の状況報告

・報告者／伐採および伐採後の造林の届け出書の提出者で伐採後の造林をした者（主に森林所有者）

・報告時期／造林を完了した日から30日以内

・報告先／伐採箇所のある市町村役場

## 問金屋庁舎産業課

## 森林の土地所有者届け出制度

新たに森林の土地の所有者となった人は、法律により土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村への届け出が義務付けられています。個人・法人を問わず、売買や相続などにより森林の

土地を新たに取得した人は、面積に関わらず届け出てください。

※国土利用計画法に基づく土地売買契約の届け出を提出している場合は対象外となります。

## 問金屋庁舎産業課

(仮称)海南・紀美野風力発電事業  
環境影響評価方法書の縦覧

合同会社 NWE・03インベストメントが有田川町・海南市などで「(仮称)海南・紀美野風力発電事業」を計画しています。これに伴い、風力発電事業に係る環境影響評価方法書を次のとおり縦覧し、ご意見を受け付けています。

●縦覧書類／(仮称)海南・紀美野風力発電事業 環境影響評価方法書

●縦覧場所／吉備庁舎・金屋庁舎・清水行政局・地域交流センター A L E C

●縦覧期間／3月16日(金)まで

※各庁舎・施設開所日時に伴う

●意見書／縦覧場所に備え付けの意見書に、氏名・住所・意見を記載の上、意見書箱に投函してください。

※意見書は3月30日(金)まで受け付け。

問日本再生可能エネルギー株式会社

☎03・6452・9777

広告